

輪島市監査公表第 10 号

輪島市教育委員会より、平成24年2月15日付け発輪監査第26
2号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があるので、
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表しま
す。

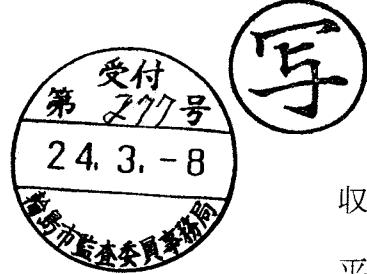
平成24年3月15日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





收 生 第 560 号

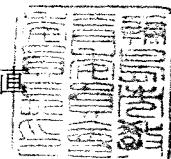
平成 24 年 3 月 5 日

輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市教育委員会

委員長 小 橋 明



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関	生涯学習課
監査執行年月日	平成24年 2月 2日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①補助金対象事業の事務処理について</p> <p>公民館の定期監査を執行した際に、補助事業で収支決算書の内容に不備が見られた。各公民館に対し、現金を取り扱っている立場としての責任を持っていただくよう指導していただきたい。</p> <p>また、生涯学習課が所管する立場として、補助金の適正な執行を図るため、公民館に任せきりにならないよう、各団体への問題点の指摘等を含めて各公民館に対し、事務処理方法を指導していただきたい。</p>	<p>補助事業の執行にあたり、本年度公民館職員に対し、費目の分類について例示するとともに毎月支出整理簿の記録を確認する等指導を行ってきましたが、所管課として、各公民館における問題点の把握に努めるとともに、一層の指導監督の徹底に努めてまいります。</p>	措置済
<p>②体育施設指定管理について</p> <p>体育施設指定管理者の監査時に、基本協定書第24条第4項に基づく「施設の先月分の利用状況及び利用料金等の収入状況を、翌月10日までに甲（輪島市）にするものとし……」とされている部分の報告状況について質問したところ「口頭で報告しており、書面で記録したものはない」と回答があった。生涯学習課では、「口頭での報告を記録として残している」とのことであるが、証拠として今後は書面での報告体制にしていただきたい。</p>	<p>今後、協定書等でお互いが確認している事項については、徹底を図って参ります。</p>	措置済

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>③図書館の図書購入及び書籍廃棄の処理について</p> <p>図書の収集に関する方針は定められていましたが、購入手順に関する事については、明確に示したものがないようである。図書館の職員で協議をもって決定しているとのことであるが、公費により購入されていることを鑑み、組織の中でのルールを明確にし、監修的立場として業務遂行されたい。</p> <p>また、書籍の廃棄については、図書館独自の台帳は作成されていたが、書籍は備品として購入している観点から、市財務規則に基づいた方法で手続きをしていただきたい。</p>	<p>図書の購入手順については、ルールを明確にするとともに書籍の廃棄については、市財務規則に準じて対応して参ります。</p>	<p>措置済</p>